

入札説明書等に関する質問の回答

(件名)CAD製図室情報設備機器の借入れ及び保守 一式

No	資料名	項目名	質問内容	回答内容
1	仕様書	2調達物品及び構成内訳	「借り上げ期間満了または解約に伴う機器撤去」 ・解約とは契約書に条項が記載されますでしょうか？ ・借り上げ期間満了後の機器撤去およびサーバ、パソコンのデータ消去につきまして ①機器撤去(解体は含まず)は弊社指定業者にて対応致します。よろしかったでしょうか？ ②サーバ及びパソコンのデータ消去は必要でしょうか。必要な場合は、機器引取り後に専用ソフトウェアにて消去致します。	解除については契約書案に記載しています。 ①はい ②サーバ内のデータは次契約に引き継ぎます。各パソコン内のデータは消去してください。
2	仕様書	3入札参加の前提条件	「契約は5年間の保守込み賃貸借契約とし」 当社はリース会社です。 当社が実際に保守をするのではなく、保守会社に委託します。 契約を甲乙丙の三者間契約とし、保守委託先も契約に加わることは可能ですか？ 不可の場合は 当社が第三者へ委託することは可能ですか？ その際の必要事項を教えてください。	三者間契約とはなりません。 第三者へ委託することは可能ですが、本学との契約締結前に再委託先を明らかにしてください。
3	仕様書	4注意事項 (1)見積もりに際しての注意事項	「9. 既存のサーバデータ及びユーザー情報については、移行すること。」 既存のサーバデータにはどのようなデータが存在し、容量はどのくらいでしょうか？また、情報取得手段は、提供されるのでしょうか？	既存サーバ内にある個人用データ(約370GB)、授業・アーカイブ関係(1.06TB)のデータを移行してください。
4	仕様書	4注意事項 (2)見積もりに際しての注意事項	「9. 既存のサーバデータ及びユーザー情報については、移行すること。」 既存のユーザー情報はどのように管理されているのでしょうか？また、情報取得手段は、提供されるのでしょうか？	ログイン管理アプリケーションにてユーザー登録や管理を行っています。 サーバ内の個人用データはそのユーザーログインによって管理されています。登録されているユーザー情報を提供いたします。
5	仕様書	4注意事項 (3)落札後の注意事項	「8. パソコン本体及び液晶ディスプレイは、盗難防止用チェーン及び盗難防止用錠を大学の指示に基づき、取り付けること。」 既設の盗難防止用チェーン及び盗難防止用錠は貴大学から提供されるのでしょうか？	パソコン本体とディスプレイに合う盗難防止用の取り付け用具を貴社にてご用意いただきます。

6	仕様書	【別紙1】技術的要件仕様	「以下に定めるハードウェア、ソフトウェア、周辺機器、ソフトウェアは既設システムとも連携し、全体として教育上支障がないようにすること。」 既設システムの内容に関する記載がないため、既設システムに関する資料を提供してほしい。	既設システムとは、ファイルサーバ中心とした基本的なサーバシステムです。
7	仕様書	【別紙1】技術的要件仕様	仕様書にCALライセンスの記述がないですが、仕様書5ページにあるファイルサーバへアクセスするCALライセンスは不要ですか？	CALライセンスは不要です。
8	仕様書	Ⅱ-4 モノクロレーザープリンタ	セキュリティ欄「利用者が自由に給紙トレイの開閉ができないよう、給紙トレイに鍵がかけられること。」 以前、不要と聞いていたのですが、必要なのでしょうか？	不要です。
9	仕様書	Ⅱ-6 ソフトウェア	Sytemwalker Desktop Restore Standardのディスクイメージ配信機能を用いて端末設定を行うことを考えています。そこで質問です。貴大学様は、Microsoftの包括契約をお持ちでしょうか。お持ちの包括契約の種類・形態をお教えてください。	はい、以下の包括契約をしています。 Microsoft365Education A5
10	仕様書	Ⅲ-2 無線アクセスポイント	無線アクセスに関する認証に関する記述がないのですが、RADIUSサーバは提供されるのでしょうか？もしくは、ファイルサーバ上にRADIUSサーバを立ち上げるのでしょうか？	RADIUSサーバによる認証は不要です。アクセスポイントへのパスワード認証のみです。
11	仕様書	別紙2 3. 保守契約の条件	「グレードアップ修理・代替機での対応は不可とし、納入時と同型式で修理」 納入機の後継機での対応は問題ないですか？	後継機しかない場合は構いません。
12	入札説明書	1調達内容	応札は【リース会社による実施】の認識で宜しいでしょうか。	はい、リース会社による入札をお願いします。

13	入札説明書	12契約に関する事項	保証金の免除要件の契約規程第27条とは具体的にどのような内容でしょうか？	<p>契約規程第27条は以下のとおりです。</p> <p>第27条 契約者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納付された契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属させるものとし、その旨を入札公告等又は入札説明書においてあらかじめ定めおかななければならない。</p> <p>3 第1項の規定により納付された契約保証金は契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。</p> <p>4 第7条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定は、契約保証金の場合に準用する。</p> <p>5 工事の請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約については、前項において準用する第7条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものを契約保証金の納付に代えて提供させることができる。この場合において、担保の評価及びその提供の手続は、北九州市の例による。</p> <p>(1) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関の保証</p> <p>(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証</p> <p>6 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) 契約者が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3) 第3条に規定する資格を有する者による一般競争入札若しくは指名競争入札に付し、又は随意契約による場合において、契約者が過去の実績から判断して、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。</p> <p>(5) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払い代金が即納されるとき。</p> <p>(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、随意契約を締結する場合において、当該契約の目的又は性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p>
14	入札説明書	12契約に関する事項	今回使用される契約書案を頂きたくお願いします。	別添のとおりです。

賃貸借契約書(案)

- 1 賃貸借物件名 CAD 製図室情報設備機器の借入れ及び保守
- 2 契約金額 総額 ¥
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税 ¥)
月額 ¥
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税 ¥)
- 3 契約保証金 金〇〇〇〇円 又は 公立大学法人北九州市立大学契約
規程第〇条第〇項第〇号の規定により免除する。
- 4 契約期間 2025年 4月 1日から
2030年 3月31日まで
- 5 設置又は使用場所 _____

上記の賃貸借について、公立大学法人北九州市立大学を発注者とし、賃貸人を受注者として、次の条項により賃貸借契約を締結する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者と受注者とが各1通保有するものとし、この契約は、次のとおり各自それぞれ記名押印したときに確定する。

年 月 日

発注者 公立大学法人北九州市立大学
住所 北九州市小倉南区北方四丁目2番1号
代表者 理事長 津田 純嗣 印

受注者 賃貸人 住所
商号又は名称 印
代表者

(総則)

第1条 受注者は、頭書の物件を頭書の契約金額（賃貸借料）をもって、頭書の契約期間中に発注者に賃貸し、発注者はこれを借り受ける。

2 この契約に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律48号）の定めるところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(賃借料の支払い)

第2条 賃貸借料の支払いは、月払いとする。

2 受注者は、発注者により借入れ一式の履行の確認を受けた後、発注者の指定する方法に従って賃貸借料の支払いを請求するものとする。

3 発注者は、前項の規定により受注者の適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(契約保証金の還付)

第3条 発注者は、この契約による受注者の債務履行を担保する必要がなくなったときは、受注者に契約保証金を還付する。

2 契約保証金には利子を付さない。

(物件の検査及び引渡し)

第4条 物件の引渡しの日は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 発注者は、受注者から物件の納入を受けたときは、その日から10日以内に仕様書に定めるところにより物件が使用できる状態にあることを検査し、検査の結果を受注者に通知するものとする。また、この検査に合格したときをもって物件の引渡しを完了したものとする。

3 発注者は、検査の結果、不相当と認められる箇所又は不足する部分がある場合は、受注者に対し、期日を定めて補正その他必要な措置を指示することができる。この場合の補正等に要する費用は、受注者の負担とする。

(履行遅延による違約金)

第5条 受注者の責めに帰すべき事由により頭書の契約期間に物件を借り受けることができない場合においては、発注者は、遅延日数に応じ、契約金額に、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として徴収するものとする。

2 発注者の責に帰すべき理由により第2条第3項の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(設置費用等の負担)

第6条 この契約に基づく物件の設置に要する全ての費用及び賃貸借契約が完了し、当該物件を撤去する場合の撤去に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

2 前項の場合で、受注者が正当な理由がなく撤去を遅滞したときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の撤去を行い、その費用を受注者に請求するものとする。

(契約の変更等)

第7条 発注者は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 第1項の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の金額を変更するものとする。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第8条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による契約内容の変更の場合にこれを準用する。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。

(1) 賃貸借業務の実施が著しく不相当若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(2) 発注者に対し、不法行為(故意又は重大な過失による場合に限る。)を行ったとき。

(3) 市の登録業者として不相当と認められる行為があったとき。

(4) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。

(5) 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、そのことによりこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(6) 第12条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。

(7) 第19条又は第20条の規定に反する行為を行ったことを発注者が認めたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、この契約又は公立大学法人北九州市立大学契約規程に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。ただし、契約保証金を納付していないときは、受注者は賃貸借料の100分の5に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

3 受注者が、この契約に定める条項に違反した場合で、契約を解除するまでに至らなかったときは、発注者は、受注者に支払うべき賃貸借料を減額して支払うことができる。この場合における減額の割合については、発注者の認定によるものとし、受注者は、これに異議を申し立てないものとする。

(暴力団関与の場合の解除権)

第10条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するとき、催告をすることなくこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が

あっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は賃貸借料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為の場合の解除権）

第11条 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員を含む。第17条において同じ。）又は受注者の使用人（支店若しくは営業所（常時物品等供給契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で役員を除く。第17条において同じ。）がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく契約を解除することができる。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条又は第19条の規定に違反したことに對する同法第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

（受注者の解除権）

第12条 受注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事前に通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定により、発注者が履行を一時中止させる場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第7条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の賃貸借料の2分の1以下に減少することとなるとき。

（違約金の徴収方法）

第 13 条 発注者は、この契約に基づき受注者から違約金を徴収することができるときは、受注者に支払うべき賃貸借料から控除し、なお不足額があるときは、これを受注者から追徴することができる。

(善管注意義務)

第 14 条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を常に正常な機能を果たす状態を保つようにして保管し又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用し、又は発注者の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。

2 発注者の故意又は重大な過失により物件を滅失し又は毀損したときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。

(動産総合保険)

第 15 条 受注者は、物件について賃貸借期間中、受注者を保険契約者とし、受注者の選定する動産総合保険契約を受注者の負担により締結する。

2 発注者は、前条第 2 項の場合において、受注者が前項に定める保険契約に基づいて保険金を受け取ったときは、受注者が受け取った保険金額を限度にして、発注者の負担義務を免れる。

(解除等に伴う措置)

第 16 条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、受注者は、発注者の指定する期間内に、次の措置をとらなければならない。ただし、発注者が受注者と再度この賃貸借契約を締結したとき、又は発注者が措置する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 発注者から供与された施設及び物件等があるときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

(2) 発注者の施設及び物件等に賃貸借業務を実施するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

2 受注者が、正当な理由がなく発注者の指定する期間内に前項の措置をとらないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分その他の措置を行い、施設及び物件等を原状に復することができる。この場合において、受注者は、発注者の措置等に対して異議を申し立てることができないものとし、発注者の措置等に要した費用を負担しなければならない。

(談合等に伴う損害賠償)

第 17 条 受注者は、受注者又は受注者の使用人がこの契約に関し第 11 条の各号のいずれかに該当したときは、同条の規定による契約の解除の有無又は業務の完了の有無にかかわらず発注者に対する損害賠償として賃貸借料の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合においては、当該超過分について発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。

3 第 10 条第 3 項の規定は、第 1 項の賠償金（第 11 条の規定による解除があった場合に限る。）について準用する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 18 条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 19 条 受注者は、この契約の業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 20 条 受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約の業務の実施(処理)に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、この契約の業務の実施(処理)により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 受注者は、この契約の業務を実施(処理)するために個人情報を取得する場合は、法第20条に基づき、偽りその他不正な手段により取得してはならず、また、法第18条に基づき、あらかじめ本人の同意を得ずにその業務の目的の達成のために必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

4 受注者は、この契約の業務の実施(処理)により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

5 受注者は、この契約の業務を実施(処理)するに当たって個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

6 受注者は、この契約の業務の実施(処理)上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに発注者に返却するか又は発注者の立会いのもとに廃棄しなければならない。

7 受注者は、この契約の業務の従事者に対し、法第176条及び第180条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。

8 受注者は、個人情報に関し事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(契約の費用)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第 22 条 この契約に定めのない事項については、公立大学法人北九州市立大学契約規程によるものとし、同規程に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。ただし協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

CAD 製図室情報設備機器の借入れ及び保守

仕様書

2024 年 9 月

公立大学法人北九州市立大学

1 調達背景及び目的

北九州市立大学では（以下「大学」という）国際環境工学部建築デザイン学科（以下「本学科」という）では、2018年に製図演習専用コンピュータシステム（以下「既存システム」という）を導入し、学生を対象とした教育・演習のための環境を提供してきた。

2018年の導入時点では十分な性能を有していた既設システムは、近年のコンピュータの高性能化に伴い、性能的に大きく見劣りするものとなっている。また、既設システムでは、情報技術を活用したIT化による利用者増への対応や教育・演習内容の多様化といった教育上の要請に必ずしも答えられないため、機器構成の見直し及び機器の増強が求められている。

本調達は、上記の背景に鑑み、本学科の専門教育などの一層の進展をはかるために既設システムを更新、拡充することで、従来のニーズに対応可能な専門教育を支える環境を整備するものである。

2 調達物品及び構成内訳

【調達物品名】

建築デザイン学科 CAD 製図室（2教室）及び製図準備室情報設備機器 一式

【構成内訳】

I 製図準備室（南棟 3F S342）

I-1	ファイルサーバ	1台
I-2	バックアップ装置	1台
I-3	製図準備室用パソコン	1台
I-4	デジタルフルカラー複合機	1台
I-5	ネットワーク機器	2台

II CAD 製図室1（南棟 3F S344）

II-1	デスクトップ型パソコン[A]	12台
II-2	デスクトップ型パソコン[B]	48台
II-3	デスクトップ型パソコン[C]	1台
II-4	モノクロレーザープリンタ	1台
II-5	スキャナ	1台
II-6	ソフトウェア	1式

III CAD 製図室2（南棟 3F S346）

III-1	デスクトップ型パソコン[C]	1台
III-2	無線アクセスポイント	2台
III-3	ソフトウェア	1式

以上、搬入・据付・配線・調整・保守及び借り上げ期間満了または解約に伴う機器の撤去処分を含む。（詳細については、「注意事項」に示す。）

3 入札参加の前提条件

以下の条件を了承した者のみ、当該一般競争入札に参加すること。

1. 大学実験棟3階CAD製図室（2教室）及び製図準備室にある情報処理設備機器の更新を行う。
2. 契約は5年間の保守込み賃貸借契約とし、賃貸借期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。
賃貸借期間中の保守内容については、【別紙2】「CAD製図教室保守サービス仕様書」の通りとする。

3. 落札者は毎月1回、前月分の委託料の請求（月額）を行うものとする。
4. 機器の保守期間は5年間とする。
5. 情報処理設備機器（以下、「機器」とする。）の納品をするだけでなく、LAN 接続、プリンタ、PC にインストールされた OS 及び必要なアプリケーション、スキャナ等の機器が正常に動作するまでの全ての作業を行うこと。
6. アプリケーション等のライセンスについては、賃貸借期間満了後、大学に帰属するものとする。
7. サーバ、パソコン及び液晶ディスプレイ、プリンタ及びスキャナ等について、入札時に製造元からリコール等が出ている製品は納品予定機器として提案しないこと。

4 注意事項

(1) 見積もりに際しての注意事項

1. 机、椅子については既存の設備を利用するものとする。
2. 既設 LAN ケーブルを撤去し、Cat6 による LAN 配線を行うこと。LAN 配線に係る工事費用、機器の設置費用、保守サービスに係る経費、撤去品の廃棄料、機器接続、設定に係る全てにかかる費用を見積もること。
3. 納入するハードウェア及びソフトウェアに関して、大学が割引対象になる特約などについては必ず適用すること。
4. 【別紙1】に記載する機器仕様を満たす機器で金額を見積もること。パソコンは【別紙1】に記載する OS がメーカーから動作保証されているものに限る。
5. パソコン、サーバ等の機器は、自社・自作ブランドは不可とする。
6. パソコン、液晶ディスプレイなどについては、グリーン購入適合製品であること。
7. アプリケーション・ソフトウェアはメーカーから電子媒体 (CD-ROM 等) で提供されている場合は、その媒体を納品すること。
8. 納入予定機器の仕様は、見積日において最新であること。
また、納入予定機器にインストールする OS 及びアプリケーション・ソフトウェアに契約後に発表された更新・修正モジュールがあるときは、原則としてそれを適用すること。
OS 及びアプリケーション・ソフトウェアは、大学と協議の上、年1回の更新作業を行うこと。
9. 既存のサーバデータ及びユーザー情報については、移行すること。
10. 機器更新作業により発生した廃棄物は、適法に処分すること。
11. 不明な点は、大学事務局企画管理課に必ず問い合わせること。

(2) 入札の注意事項

1. 入札は、消費税及び地方消費税相当額を除いた総価（賃貸借料月額×60ヶ月）により入札を行う。

(3) 落札後の注意事項

1. 落札者は、落札決定後7日以内に納入・設置等の作業計画書及び機器明細を提出すること。
2. 設置期間は、2025年3月3日から2025年3月31日までとする。
3. OS 及びアプリケーション等の導入、環境設定については次のとおり行うこと。
ア. ホスト名、IP アドレス、プリンタ設定などパソコン固有の設定については、大学の指示に従って行う。
イ. プリンタ、スキャナ、サーバ、及び「Systemwalker Desktop Restore Standard」の操作教育を1回以上実施すること。
4. パソコン、液晶ディスプレイ、プリンタの添付マニュアルは、大学が指示する部数以外は、持ち帰ること。
5. 梱包材は全て落札者が持ち帰り、適法に処分すること。
特に、産業廃棄物に該当する不要品については、違法行為のないよう十分注意すること。

6. 搬入・設置が完了した後、パソコン機器等が正常に稼働することを大学の職員等が立ち会いのもとで検収をうけること。
7. 設置完了後7日以内に、納品機器の一覧表を作成し提出すること。
8. パソコン本体及び液晶ディスプレイは、盗難防止用チェーン及び盗難防止用錠を大学の指示に基づき、取り付けること。
9. 納品するパソコン及び液晶ディスプレイ等について、入札後に製造元からリコール等が行われたときは、大学と協議を行い、大学の承認を得た上で、納品予定機器と同等の機能を有する他の製品との入替等の措置を講ずるものとする。当該行為に関する一切の費用は落札者の負担とする。

【別紙1】 技術的要件仕様

以下に定めるハードウェア、ソフトウェア、周辺機器、ソフトウェアは既設システムとも連携し、全体として教育上支障がないようにすること。

I-1 ファイルサーバ 1台

項目	仕様
	Xeon E-2436 (2.90GHz 以上であること)
	メモリは16GB 以上であること。
	ハードディスクドライブは、実有効容量で3TB 以上であること。(ハードウェアによりRAID5 を構成すること)
	WindowsServer2022Standard 以上のOS であること。
	Smart-UPS750 と同等以上の無停電電源装置を準備すること。 ネットワークでのシャットダウンができるカードを装着し、対応するソフトをインストールすること。
	TFT 液晶 17 インチ以上で下記の条件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・最大表示解像度 1,280×1,024 ドット以上 ・表示色 1677 万色以上 ・輝度 250cd / m²以上 ・応答速度 5 ms 以下 ・インターフェース アナログRGB、DVI-D (HDCP 対応)
	106 JIS 配列日本語キーボードであること。
	スクロール機能付 USB 光学式マウスであること。

I-2 バックアップ装置 1台

項目	仕様
	Intel Atom Processor C3538 (2.10GHz Quad Core) 以上であること。
	メモリは4GB 以上であること。
	ハードディスクドライブは、物理容量で8TB 以上であること。
	10GBASE-T/1000BASE-T × 2 を有すること。
	Smart-UPS750RM と同等以上の無停電電源装置を準備すること。
	稼働中のファイルサーバのデータを1時間ごとに自動的にバックアップする機能を有するソフトウェアを搭載すること。

I-3 製図準備室用パソコン 1台

項目	仕様
筐体	デスクトップ型で、W40×D190×H180 以内であること。

OS	MicrosoftWindows11Professional
プロセッサ	Core i7-13700 プロセッサ (4.10GHz) vPro 対応以上
メモリ	32GB 以上
ストレージ	512 GB SSD M.2 2280 以上
グラフィックス	NVIDIA® T1000 8GB GDDR6 以上のグラフィックスカードを装備すること。
ネットワーク I / F	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T 準拠 Wake Up LAN 機能を有するもの
USB ポート	前面) USB3.2 Gen2 Type-C x1、USB3.2 Gen2 Type-A x2 以上 背面) USB3.2 Gen2 Type-A x2、USB3.2 Gen1 Type-A x2 各ポートともそれ以上を有すること。
その他	PC 本体、液晶ディスプレイについて、盗難防止用チェーン及び盗難防止用鍵を取付けること。但し、鍵は統一キーであること。
キーボード	109 JIS 配列日本語キーボード
マウス	スクロール機能付 USB マウスであること。
液晶ディスプレイ	TFT 液晶 31.5 インチワイド以上で下記の条件を満たしていること。 最大表示解像度 2,560×1,440 ドット以上 最大表示色 10 億 7374 万色以上(10bit 入力時) 輝度 300cd / m ² 以上 応答速度 8ms 以下 インターフェース HDMI×3 以上、DisplayPort×1 以上 スピーカ 2.5W+2.5W 以上 本体と同色系であること。
ソフトウェア	I-6 および II-6 のソフトウェアをインストールすること。

I-4 デジタルフルカラー複合機 1台

項目	仕様
基本機能	コピー機能、プリンタ機能、スキャナ機能を有すること
対応用紙サイズ	A3～はがき サイズに対応していること
解像度	600dpi*600dpi 以上であること
複写速度等	<ul style="list-style-type: none"> ・A4 ヨコ連続印刷が 25 枚/分 以上であること。 ・ウォームアップタイムが 30 秒以下であること ・A4 ヨコ一枚目の排出が モノクロ 5.0 秒・カラー 8.0 秒以下であること
両面印刷機能	両面印刷時に集約して出力することができること。

自動原稿送り装置	積載枚数は100枚以上であること。
給紙トレイ	・4段以上のトレイ(手差しトレイ含む)を有すること。 A3からハガキサイズまで対応できる手差しトレイを装備していること。
スキャナ機能	・原稿読み取り速度は、A4ヨコサイズ・モノクロモードで70枚/分以上であること。 ・最大読み込み解像度600dpi以上であること。 ・ファイル形式は、PDF、TIFF、JPEGに対応すること。 以下ファイル形式に関しては、クライアントPC3台程度に対応すること。 ※ファイル形式：テキスト付きPDF、高圧縮テキスト付きPDF ・ネットワーク上の共有フォルダーに直接保存することができること。
プリンタ機能	OSはWindows 8.1/10/11に対応すること。プロトコルとしてTCP/IPイーサネット(1000BASE、100BASE-TX、10BASE-T)とUSB2.0での出力に対応すること。
環境配慮等	・グリーン購入法に適合していること。 ・電源はAC100V15A以下で、最大消費電力は1.5kW以下であること。
その他	保守に関しては別途契約を行うものとする。 また、故障時自動通報など遠隔診断システムを有すること。

I-5 ネットワーク機器 2台

項目	仕様
ポート数	10/100/1000BASE-T×48ポート以上
SFP スロット	4ポート以上
PoE 機能	全ポート IEEE 802.3at 準拠の PoE+対応 (30W 以上/ポート)
保守	5年間のメーカー保守付

I-6 ソフトウェア

項目	備考	数量
Adobe Creative Cloud		1ライセンス (5年)

II. CAD 製図室1 (南棟3F S344)

II-1 デスクトップ型パソコン[A] (学生用12台)

項目	仕様
筐体	デスクトップ型で、W170×D460×H450以内であること。
OS	MicrosoftWindows11Professional
プロセッサ	Xeon® w5-2455X プロセッサ (3.20 GHz)以上

64	64GB 以上
ストレージ	512GB(SSD) 以上
グラフィックス	NVIDIA RTX™ A4000 16GB 以上のグラフィックスカードを装備すること。
ネットワーク I / F	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T 準拠 Wake Up LAN 機能を有するもの
USB ポート	前面) USB3.2 Type-A Gen2 x2 以上 背面) USB2.0x2、USB3.2 Type-A Gen2x3、USB3.2 Type-C Gen2x2 x1 各ポートともそれ以上を有すること。
その他	PC 本体、液晶ディスプレイについて、盗難防止用チェーン及び盗難防止用鍵を取付けること。但し、鍵は統一キーであること。
キーボード	109 JIS 配列日本語キーボード
マウス	スクロール機能付 USB マウスであること。
液晶ディスプレイ	TFT 液晶 31.5 インチワイド以上で下記の条件を満たしていること。 最大表示解像度 2,560×1,440 ドット以上 最大表示色 10 億 7374 万色以上(10bit 入力時) 輝度 300cd / m2 以上 応答速度 8ms 以下 インターフェース HDMI×2 以上 スピーカ 2.5W+2.5W 以上 本体と同色系であること。
ソフトウェア	II-6 のソフトウェアをインストールすること。

II-2 デスクトップ型パソコン[B] (学生用48台)

項目	仕様
筐体	デスクトップ型で、W40×D190×H180 以内であること。
OS	Microsoft Windows 11 Professional
プロセッサ	Core i7-13700 プロセッサ (4.10GHz) vPro 対応以上
メモリ	32GB 以上
ストレージ	512 GB SSD M.2 2280 以上
グラフィックス	NVIDIA® T1000 8GB GDDR6 以上のグラフィックスカードを装備すること。
ネットワーク I / F	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T 準拠 Wake Up LAN 機能を有するもの

USB ポート	前面) USB3.2 Gen2 Type-C x1、USB3.2 Gen2 Type-A x2 以上 背面) USB3.2 Gen2 Type-A x2、USB3.2 Gen1 Type-A x2 各ポートともそれ以上を有すること。
その他	PC 本体、液晶ディスプレイについて、盗難防止用チェーン及び盗難防止用鍵を取付けること。但し、鍵は統一キーであること。
キーボード	109 JIS 配列日本語キーボード
マウス	スクロール機能付 USB マウスであること。
液晶ディスプレイ	TFT 液晶 31.5 インチワイド以上で下記の条件を満たしていること。 最大表示解像度 2,560×1,440 ドット以上 最大表示色 10 億 7374 万色以上(10bit 入力時) 輝度 300cd / m2 以上 応答速度 8ms 以下 インターフェース HDMI×2 以上 スピーカ 2.5W+2.5W 以上 本体と同色系であること。
ソフトウェア	II-6 のソフトウェアをインストールすること。

II-3 デスクトップ型パソコン[C] (教員用1台)

項目	仕様
筐体	デスクトップ型で、W40×D190×H180 以内であること。
OS	MicrosoftWindows11Professional
プロセッサ	Core i7-13700 プロセッサ (4.10GHz) vPro 対応以上
メモリ	32GB 以上
ストレージ	512 GB SSD M.2 2280 以上
グラフィックス	NVIDIA® T1000 8GB GDDR6 以上のグラフィックスカードを装備すること。
ネットワーク I / F	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T 準拠 Wake Up LAN 機能を有するもの
USB ポート	前面) USB3.2 Gen2 Type-C x1、USB3.2 Gen2 Type-A x2 以上 背面) USB3.2 Gen2 Type-A x2、USB3.2 Gen1 Type-A x2 各ポートともそれ以上を有すること。
その他	PC 本体、液晶ディスプレイについて、盗難防止用チェーン及び盗難防止用鍵を取付けること。但し、鍵は統一キーであること。
キーボード	109 JIS 配列日本語キーボード
マウス	スクロール機能付 USB マウスであること。

液晶ディスプレイ	TFT 液晶 31.5 インチワイド以上で下記の条件を満たしていること。 最大表示解像度 2,560×1,440 ドット以上 最大表示色 10 億 7374 万色以上(10bit 入力時) 輝度 300cd / m ² 以上 応答速度 8ms 以下 インターフェース HDMI×2 以上 スピーカ 2.5W+2.5W 以上 本体と同色系であること。
サブ液晶ディスプレイ	画面サイズ 23.8 インチ ワイド以上 最大解像度 1920x1080 ドット以上 最大輝度 250cd/m ² 応答速度 5ms インターフェース HDMI×2 以上
ソフトウェア	II-6 のソフトウェアをインストールすること。

II-4 モノクロレーザープリンタ (1台)

項目	仕様
対応用紙	最大 A3 用紙対応のプリンタであること
連続印刷速度	30 枚/分【A4 ヨコ】以上であること。
両面印刷	両面印刷対応で、速度が 25 枚/分【A4 ヨコ】以上であること。
印刷までの時間など	・ウォームアップタイムが 30 秒以下であること ・1 枚目の出力が 10 秒以下であること。
標準内蔵 RAM	512MB 以上であること。
インターフェース	1000BASE-T/100BASE-TX / 10BASE-T 準拠で、USB2.0 に対応していること。
セキュリティ	・管理者以外が不要な変更を行わないように設定することができること。 ・利用者が自由に給紙トレイの開閉ができないよう、給紙トレイに鍵がかかることが出来ること。
給紙枚数	2 段以上トレイ及び手差しトレイを有していること。
その他	故障時自動通報など遠隔診断システムを有すること。

II-5 スキャナ (1台)

項目	仕様
読取方式	オーバーヘッド読取方式、片面読み取り
読取モード	片面、カラー/グレー/白黒/自動 (カラー、グレー、白黒の自動識別)

読取速度	ファインまたはスーパーファイン時に5秒/枚以上
インターフェース	USB2.0/USB1.1
読取範囲	定型サイズ読み取り（A3横、A4横、A5横、A6横、B4横、B5横、B6横、はがき横、名刺、レター横、リーガル横、11かける17インチ横） カスタムサイズ（最大：432×300mm、最小：25.4mm×25.4mm）

II-6 ソフトウェア

項目	備考	数量
Vectorworks 2024 ネットワーク版	本学からライセンス提供	62
MicrosoftOfficeStandard	本学からライセンス提供 Versionは別途協議の上	62
FAP-3 Version6.0	本学からライセンス提供	62
Rhinoceros8 ラボラトリーライセンス (30ユーザー)		3
Systemwalker Desktop Restore Standard	インストールメディア×1枚含む	61
本学が指定するフリーソフトウェア	約10本。 詳細は別途協議の上決定する。	1式

III. CAD 製図室2 (南棟3F S346)

III-1 デスクトップ型パソコン[C] (教員用1台)

項目	仕様
筐体	デスクトップ型で、W40×D190×H180以内であること。
OS	MicrosoftWindows11Professional
プロセッサ	Core i7-13700 プロセッサ (4.10GHz) vPro 対応以上
メモリ	32GB 以上
ストレージ	512 GB SSD M.2 2280 以上
グラフィックス	NVIDIA® T1000 8GB GDDR6 以上のグラフィックスカードを装備すること。
ネットワーク I / F	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T 準拠 Wake Up LAN 機能を有するもの
USBポート	前面) USB3.2 Gen2 Type-C x1、USB3.2 Gen2 Type-A x2 以上 背面) USB3.2 Gen2 Type-A x2、USB3.2 Gen1 Type-A x2 各ポートともそれ以上を有すること。

その他	PC 本体、液晶ディスプレイについて、盗難防止用チェーン及び盗難防止用鍵を取付ること。但し、鍵は統一キーであること。
キーボード	109 JIS 配列日本語キーボード
マウス	スクロール機能付 USB マウスであること。
液晶ディスプレイ	TFT 液晶 31.5 インチワイド以上で下記の条件を満たしていること。 最大表示解像度 2,560×1,440 ドット以上 最大表示色 10 億 7374 万色以上(10bit 入力時) 輝度 300cd / m ² 以上 応答速度 8ms 以下 インターフェース HDMI×2 以上 スピーカ 2.5W+2.5W 以上 本体と同色系であること。
サブ液晶ディスプレイ	画面サイズ 23.8 インチ ワイド以上 最大解像度 1920x1080 ドット以上 最大輝度 250cd/m ² 応答速度 5ms インターフェース HDMI×2 以上
ソフトウェア	Ⅲ-3 のソフトウェアをインストールすること。

Ⅲ-2 無線アクセスポイント 2台

項目	仕様
規格	IEEE 802.11ax/ac/n/a (5GHz)および IEEE 802.11ax/n/g/b(2.4GHz)
伝送速度	IEEE802.11ax(2.4GHz):最大 573.5Mbps、(5GHz):最大 2402Mbps IEEE802.11ac:最大 1733.3Mbps IEEE802.11n(2.4GHz):最大 300Mbps、(5GHz):最大 600Mbps IEEE802.11a/g:最大 54Mbps IEEE802.11b:最大 11Mbps 上記以上であること。
バンド選択	5GHz:802.11ax/ac/n/a [W52、W53、W56] 2.4GHz:802.11ax/n/g/b 5GHz/2.4GHz 同時使用可であること。
内蔵アンテナ	内蔵アンテナ×6 以上

セキュリティ規格 (認証方式・暗号化方式)	WPA3-Enterprise 192bit Security (GCMP-256)、 WPA2/WPA3 (Mixed)-Personal (AES)、 WPA3-Personal (AES)、 WPA/WPA2 (Mixed)-Enterprise (AES/AUTO)、 WPA2-Enterprise (AES/AUTO)、 WPA/WPA2 (Mixed)-Personal (AES/AUTO)、 WPA2-Personal (AES/AUTO)、 IEEE802. 1X (WEP)、 WEP (64/128bit) 上記に対応していること。
LAN/PoE コネクタ	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T/2. 5GBASE-T 2ポート 全二重/半二重/極性自動識別 IEEE802. 3at Class4 リンクアグリゲーション対応 (IEEE 802. 3ad 準拠)
保証	5年間、メーカーによる機器交換サービスを提供すること。

Ⅲ-3 ソフトウェア

項目	備考	数量
Vectorworks 2024 ネットワーク版	本学からライセンス提供	1
MicrosoftOfficeStandard	本学からライセンス提供 Version は別途協議の上	1
FAP-3 Version6.0	本学からライセンス提供	1
Rhinoceros8 ラボラトリーライセンス (30 ユーザー)	CAD1 ライセンスに含まれる	
Systemwalker Desktop Restore Standard		1
本学が指定するフリーソフトウェア	約 10 本。 詳細は別途協議の上決定する。	1 式

【別紙2】 CAD 製図教室及び製図準備室保守サービス仕様書

この仕様書は、CAD 製図室で使用する設備機器の保守をするために、賃貸借契約に基づいて行う設備機器（以下「機器」という。）の保守サービスの方法、内容について記述したものである。

1. サービスの体制

保守サービスは、サーバ、バックアップ装置、レーザープリンタ、複合機、パソコン本体除く機器については、大学から障害報告を受けた日以降で大学が指示した日に障害連絡のあった当該機器を回収し、修理後は大学が指示する場所へ修理を終えた当該機器を運搬・設置する。

パソコン本体、サーバ、バックアップ装置、レーザープリンタ、複合機は、原則として障害通知を受けた翌日に技術員を現地に派遣して修理もしくは機器の交換を行う。

2. サービス対象

センドバック方式による保証サービスの対象となる機器は、以下の通りとする。

- (1) マウス
- (2) キーボード
- (3) 液晶ディスプレイ
- (4) スキャナ
- (5) ネットワーク装置
- (6) 無線アクセスポイント

オンサイト方式による保守サービスの対象となる機器は、次の通りとする。

- (1) パソコン本体
- (2) サーバ・バックアップ装置
- (3) モノクロレーザープリンタ
- (4) A3 カラー複合機

3. 保守契約の条件

(1) センドバック方式による保守契約の条件は次の通りとする。

① 対応

障害の連絡を受けたあと大学が指示する日時と場所に障害連絡のあった当該機器を回収に伺い、当該機器を持ち帰ったうえ修理を行い、大学へその旨を連絡するとともに、大学の指示に従って修理した当該機器を搬入・設置する。修理については、賃貸借期間中におけるアップグレード修理、代替機での対応は不可とし、納入時の同一型式で修理すること。

なお修理期間が甲から当該機器を回収した日から21日を超えるときは、大学に対して修理している当該機器の修理状況等を連絡すること。

② 受付期間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

但し、土曜日はE-メール及びFAXによる受付のみ

③ 回収・搬入

月曜日から金曜日の9時から17時までの大学の指定する日及び時間帯

(2) オンサイト方式による保守契約の条件は次の通りとする。

① 対応

機器に障害が発生した場合は、大学からの障害発生の連絡から、原則4時間以内（但し、土曜及び日曜日の場合は月曜日以降に、当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日以降。）に、大学の指示する場所へ技術員の派遣、修理若しくは機器の交換などの対応時間の報告を行う。

なお、障害復旧の作業を行う場合は、大学の業務に与える影響を極力最小限度にするため、大学と相談の上、そのときの状況に適した障害復旧を行う。

障害復旧を行う上で、その装置の障害状態について問い合わせがあったときは、大学は問い合わせに対して誠意を持って障害内容を相手方へ報告する。

② 受付時間

月曜日～金曜日 9：00～17：00

但し、土曜日はE-メール及びFAXによる受付のみ

③ 作業

作業時間 9：00～17：00